

介護老人保健施設フジタ 訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する介護老人保健施設フジタが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「従業者」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図ることを目的とする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、居宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設フジタ 訪問リハビリテーション
- 2 所在地 愛知県名古屋市長区鳴海町字尾崎山43番地の640

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務）

管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- (2) 従業者

従業者は次の通りとし、サービスの提供に当たる。

ア 医師	1名以上	医師	常勤兼務・非常勤兼務
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上	理学療法士 作業療法士	常勤兼務・非常勤兼務 常勤兼務・非常勤兼務

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに適切な訪問リハビリテーションを提供する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、緑区全域、豊明市全域、天白区高坂町・野並・境根町・久方、大府市共和町・共西町・共栄町・東新町・梶田町・北山町・横根、の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。費用の支払いを受ける際は、その都度、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 100円
 - ② 事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 500円

交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い同意を得る。
- 3 サービスの利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要とする。
 - ① 訪問予定時間の1時間前までに連絡があった場合 無料
 - ② 訪問予定時間の1時間前までに連絡がなかった場合 訪問リハビリテーション費の1割相当額

キャンセル料の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い同意を得る。

(虐待及び身体拘束の防止のための措置に関する事項)

第9条 当事業所は、虐待及び身体拘束の防止をするため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待及び身体拘束の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従

業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待及び身体拘束の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待及び身体拘束の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第10条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時における対応方法)

第11条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(衛生管理)

第12条 当事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべく必要な措置を講じる。
- 3 従業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いない。
- 4 上記の規定にかかわらず、従業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、その場合、従業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1カ月以内
- (2) 継続研修 おおむね3月に1回以上
- 2 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう事業を運営する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から一部改訂する。